

「松本市子どもの権利相談室」



愛称募集！



松本市は、子どもが辛いとき、こまったときなどに相談を受け、子どもといっしょに一番良い方法を考え、解決する「松本市子どもの権利相談室」を松本市役所大手事務所 2 階に新しくもうけます。

身近で親しみやすく利用していただくように愛称を募集します。

■応募資格 松本市内に在住、在勤及び在学の方。未発表で自作のものに限ります。

■応募方法

愛称(1通につき1作品)と住所・氏名・年齢・電話番号を記入のうえ、郵送、電子メール、ファックスでご応募ください。

■応募締切 6月14日(金)

■発表

6月下旬に選ばれた作品応募者に連絡します。
松本市ホームページでもお知らせします。

■その他

応募いただいた作品(愛称)の著作権は松本市に帰属します。

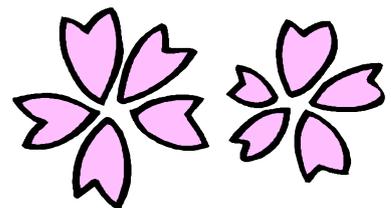
■問い合わせ・応募先

松本市こども育成課

〒390-8620 松本市丸の内3-7

電話:34-3291 ファックス:34-3236

電子メール(kodomo-i@city.matsumoto.nagano.jp)



「松本市子どもの権利相談室」愛称応募用紙

愛 称			
住 所			
氏 名		年 齢	
電話番号			